

2025年3月13日

各 位

会 社 名 株式会社プラコー
代表者名 代表取締役社長 古野 孝志
(東証スタンダード・コード:6347)
問合せ先 総務部部长 山崎 正彦
電 話 048-798-0222

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

株式会社プラコー（以下「当社」といいます。）は、当社の元代表取締役である黒澤秀男氏（以下「黒澤氏」といいます。）との訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）について、2025年3月13日、下記のとおり和解が成立し、解決いたしましたので、お知らせいたします。

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

本件訴訟は、当社が、当社の元代表取締役である黒澤氏に対し、その代表取締役在任中における①弁護士報酬等の浪費、②水増し経費支出及びそれによる重加算税の賦課、並びに③取締役報酬の増額に係る各職務執行について善管注意義務違反・忠実義務違反があると主張し、それによって当社が被った損害について、会社法423条1項に基づく損害賠償金3億1661万6822円及びその遅延損害金の支払を求めた事案です。

さらに、当社は、黒澤氏に対し、その代表取締役在任中に、④任務に違反して経費を違法・不正に支出した行為について善管注意義務・忠実義務違反があると主張し、それによって当社が被った損害について、会社法423条1項に基づく損害賠償請求を追加し、合計金3億2975万9912円及びその遅延損害金の支払を求めました（以下①～④までの請求を併せて「本訴請求」といいます。）。

その後、本件訴訟において、黒澤氏は、当社に対し、反訴を提起し、①株式報酬の返還、及び、②謝罪広告の掲載等を請求する反訴を提起しました（以下「反訴請求」といいます。）。

当社としては、本件訴訟に関し、コンプライアンスの徹底を図る見地から、裁判を通じて、当社の正当性を主張してきましたが、この度、裁判所からの和解勧告を受け、初期の目的に

ついて一定の成果を得たことから、本件訴訟が長期間に及ぶことによる負担等の事情を考慮して和解に応じることを決定し、和解が成立しました。

2. 和解の相手方

黒澤秀男氏（当社元代表取締役）

3. 和解の内容

黒澤氏が当社に対し和解金 4500 万円を支払うこと、本訴請求について当社が運営するウェブサイト（<https://placo.co.jp/>）上に開示したプレスリリース（2021年3月4日付け当社適時開示「当社前代表取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」（以下「2021年3月4日付け適時開示」といいます。))を当該ウェブサイト上から削除すること、当社及び黒澤氏がそれぞれ本訴請求及び反訴請求を取り下げること、並びに当社及び黒澤氏それぞれがその余の請求を放棄すること等を内容として双方合意し、和解をいたしました。

当社は、上記和解について、当社の本訴請求については、黒澤氏が当社代表取締役当時、取締役会決議を経ずに自らの取締役報酬を増額したこと、黒澤氏が年末年始に当社の経費において海外出張名目でタイ・バンコクに家族とともに渡航し、その際に、当社の経費において営業先との会食名目でホテルのレストランで家族と食事をしていたことについて、善管注意義務違反が認められることから、会社法 423 条に基づいて約 4700 万円の損害賠償請求が認められる一方で、反訴請求については、上記①の請求は認められないこと、上記②の請求については 200 万円の損害賠償請求及びプレスリリースの削除請求が認められることを前提とする内容であると理解したことから、上記内容の和解に応じることにいたしました。

なお、当社は、本日、当社が運営するウェブサイト（<https://placo.co.jp/>）上から、2021年3月4日付け適時開示を削除いたしました。

4. 今後の見通し

本件和解の成立による当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上